



第 20 号

平成 30 年 4 月 27 日

東ト協 適正化事業部

## I 「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正について

### 1. 過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定引き上げ

国土交通省は3月30日、「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（通達）を改正し、長時間労働抑止や過労運転防止などを目的として、過労防止関連違反等がみられる事業者に対して実施される処分量定の大幅な引き上げを行いました（詳細は下表の通り）。施行は7月1日を予定しています。

#### <改正概要>

#### （1）過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を引き上げ

#### 【処分量定の引き上げ（トラックの初違反の場合）】

##### ①乗務時間等告示遵守違反

| 現行               |         | 改正  |      |
|------------------|---------|---|------|
| ・未遵守 5 件以下       | 警告      | 1 か月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記（現行）の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次の通り処分日車数を算出し、左記の処分日車数を合算する。<br>【月の拘束時間】<br>・293時間以内（労使協定320時間）<br>【休日労働】<br>・2週間に1回まで |      |
| ・未遵守 6 件以上15件以下  | 10日車    |   |      |
| ・未遵守16件以上        | 20日車    |   |      |
| ・未遵守31件以上 3 名以上等 | 30日事業停止 |   |      |
|                  |         | ・未遵守計 1 件   | 10日車 |
|                  |         | ・未遵守計 2 件以上   | 20日車 |

##### ②健康状態の把握義務違反



「疾病、疲労等のおそれのある乗務」に変更

| 現行         |      | 改正             |      |
|------------|------|----------------|------|
| 把握不適切50%未満 | 警告   | ・健康診断未受診 1 名   | 警告   |
| 把握不適切50%以上 | 10日車 | ・健康診断未受診 2 名   | 20日車 |
|            |      | ・健康診断未受診 3 名以上 | 40日車 |

##### ③社会保険等未加入

| 現行           |      | 改正                |      |
|--------------|------|-------------------|------|
| 加入対象者の一部が未加入 | 10日車 | ・加入対象者のうち、未加入 1 名 | 警告   |
| 加入対象者の全てが未加入 | 20日車 | ・未加入 2 名          | 20日車 |
|              |      | ・未加入 3 名以上        | 40日車 |

##### ④その他

・点呼記録簿の改ざん、運転者に対する指導及び監督に係る記録作成・保存についても、処分量定が引き上がっています。

(2) トラック運送事業者に対する使用停止車両割合を最大で保有車両数の5割まで引き上げ

**【使用停止車両の引き上げ（トラック）】**

(例) 保有車両数10両の営業所に対し車両停止処分150日車の場合

| 現行        | 改正        |
|-----------|-----------|
| 2両を75日間停止 | 5両を30日間停止 |

**2. 法令遵守の徹底を図るための措置**

さらに10月1日から、適正化事業実施機関が実施する巡回指導で法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない事業者や、「定期点検の実施」「健康診断の受診」「社会保険等の加入」について、法令未遵守が継続的にみられる事業者に対する運輸支局の監査が強化されます。

**Ⅱ 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について**

**1. 個人事業主や役員等も過労運転と健康診断の把握対象へ**

国土交通省は3月30日、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部を下記のとおり改正しました。施行は3月30日に行われています。

**<改正概要>**

- ① 事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は勤務時間等基準告示等とすることとされているところ、当該運転者には、運転者を兼ねている事業主等が含まれることが明記されました。
- ② 事業者は乗務員の健康状態を健康診断により把握することとされているところ、当該乗務員には、運転者を兼ねている事業主等が含まれることが明記されました。

※事業主等とは、個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）を言います。

**2. IT点呼の適用対象が追加**

IT点呼を行える対象として「車庫と車庫の間」を加える等の改正がありました。Gマークを取得している営業所は、管轄の運輸支局へ「IT点呼に係る報告書」を提出することで「車庫間」でのIT点呼が可能となります。施行は3月30日に行われています。